

流山市観光協会備品借用申請書

申請日 令和 年 月 日

受渡日 令和 年 月 日

流山市観光協会 様

(別紙) 貸出規約を遵守し、下記について借用申請いたします。

① 下記の利用目的以外では使用いたしません。

② 使用后、速やかに返却致します。

受け渡しおよび返却方法 / 事務局窓口

(使用予定日・令和 年 月 日～令和 年 月 日)

③ 返却予定日 令和 年 月 日

借用備品名	出張用二代目利根運河ビリケンさん
利用目的	
団体名等	
代表者氏名	⑩
住所	
メールアドレス	
電話番号	

※第三者への貸出は厳禁です。

出張用二代目利根運河ビリケンさん貸出規約

(目的)

第1条 この規約は、流山市観光協会が保有する出張用二代目利根運河ビリケンさんの貸し出しについて定めることを目的とする。

(貸出の範囲)

第2条 貸し出しは利根運河や流山市の観光PRを目的とした事業等を対象とし、流山市内で活動する、観光振興やボランティア振興に寄与する事業・活動を行っている次に掲げる団体等とする。

- (1) ボランティア団体、市民活動団体、NPO団体
- (2) 市内小・中学校、高等学校・大学
- (3) 市社会福祉協議会
- (4) 高齢者、障がい者等の当事者団体
- (5) 国・県・市等の行政機関
- (6) その他 流山市観光協会が必要と認めた場合

第3条 出張用二代目利根運河ビリケンさんは次の事項に該当する場合は貸出をしない。

- (1) 興行的営利を目的として利用するとき
- (2) 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき
- (3) 流山市観光協会が認めない場合

(貸出の手続き)

第4条 予約貸出を原則とする。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙借用届に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記に申し込むこと。

【申し込み場所】流山市観光協会事務局

住所 流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所
流山本町・利根運河ツーリズム推進課内

TEL : 04 - 7168 - 1047

FAX : 04 - 7158 - 5840

(貸出期間及び返却)

第5条 出張用二代目利根運河ビリケンさんの貸出期間は、原則として1週間とする。

但し、イベントや事業の目的、内容により流山市観光協会が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。

2. 貸出期間中の転貸は認めない。
3. 貸出期間中であっても流山市観光協会より返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
4. 返却時は借用前と同じ状態に戻し、返却の際は確認に立ち会わなくてはならない。

(費用の負担)

第6条 出張用利根運河ビリケンさんの貸出は無料とする。

但し、貸出・返却に際し発生する費用は借用者の負担とする。

(弁償)

第7条 借用者は出張用利根運河ビリケンさんを過失により、滅失・破損したときは、代替品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(附記)

この規約は令和5年 4月 1日から施行する。